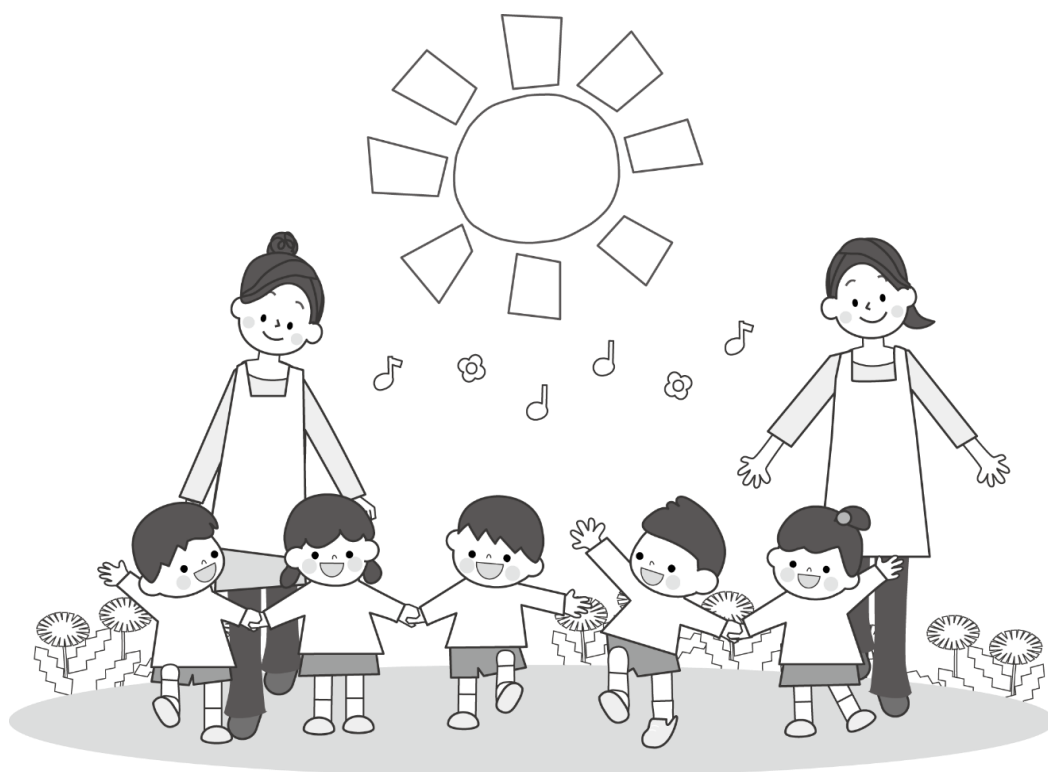


『重要事項説明書』

令和8年度版

つくしんぼのしおり

※【つくしんぼのしおり】は1年間大切に保管して下さい。



小規模保育事業所つくしんぼ



登米市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

●重要事項に関する抜粋

(内容及び手続の説明及び同意)

第5条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った教育・保育給付認定保護者（以下「利用申込者」という。）に対し、第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、第13条の規定により支払を受ける費用に関する事項その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

【趣旨】

各施設においては、この条例に基づき、特定教育・保育の提供の開始に際して、あらかじめ利用申込者に対し、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ることと規定されています。

【解説】

- 1 第5条は、特定教育・保育施設は施設及び事業者が教育・保育の提供の開始に当たり、事前の説明及び同意を得ることを規定するものです。
- 2 第53条では、重要事項を付した文書の交付について、電子処理組織を使用する方法（ホームページ等）に代えることができることを規定しています。この場合、利用申込者に対して電磁的方法の種類（ホームページからダウンロードや電子メールなど）及び内容を示し、文書又は電磁的方法によって承諾を得なければならないと規定しています。

目次



1 設置運営主体	2
2 利用施設	2
3 運営方針等	2
4 開所日・保育時間・休所日・慣らし保育等	2.3
5 施設の概要	3
6 職員体制	3
7 保護者の負担	4
8 給食の提供	4
9 保育計画	4
10 年間行事予定	5
11 健康診断等	5
12 毎日の保育の流れ	5
13 利用施設と保護者の連絡	5
14 入所時に必要な書類・保護者が用意するもの	5・6
15 利用の終了に関する事項	6
16 利用に際し留意していただきたいこと	6
16-1. 毎朝の体調の確認	6
16-2. 発熱のある場合	6
16-3. 感染症の対応と登所目安	6・7
16-4. 与薬について	8
16-5. 予防接種について	8
16-6. 小児喘息と診断されている児童について	8
16-7. 乳幼児の突然死について(SIDS・SUDI)	8・9
16-8. 欠席する場合、登降所が遅れる場合	9
16-9. ケガなどについて	9
16-10. 転居・家族構成の変化・就職、退職について	9
16-11. 土曜保育の利用について	9
16-12. その他	9
17 緊急時の対応	10
17-1. ケガや病気による容体の悪化	10
17-2. 防犯について	10
18 非常災害時の対策	10
19 児童の環境を守るための対応	11
20 保育内容に関する相談・苦情	11
21 賠償責任保険の加入	11
22 個人情報の取扱い	11
23 重要事項に対する同意	11

入所に係わる重要事項説明書

□ 1 設置運営主体

所在地	登米市南方町米袋58
代表者氏名	佐藤 八重子
電話番号	0220-58-3160

□ 2 利用施設

名称	小規模保育事業所つくしんぼ
所在地	登米市迫町佐沼字大綱261-10
電話番号	0220-22-6423
ホームページURL	https://www.tsukushinbo-sanuma.com
メールアドレス	spirit05.w@gmail.com
事業認可年月日	平成27年4月1日 開業年:昭和53年6月1日
施設長氏名	佐藤 渉 (平成30年4月1日就任)
利用定員	0歳児 3名・1歳児 3名・2歳児 3名・3歳児 3名 計 12名 ※職員配置や市の調整等により変動あり
実施する保育事業	地域型保育事業(小規模保育事業所A型)
自己評価の概要	内・外部研修を実施する等、職員レベル及び保育サービスの向上に努めています。
職員研修の実施状況	職種・経験に基づき、内部研修の実施と、国の定める研修及び、県や市が推奨する研修を受講しています。
第三者評価の概要	未実施
嘱託医	内科・外科・小児科 島医院
連携施設	・学校法人さくら学園 (認定こども園さくら幼稚園・認可保育所みどりご園) ・社会福祉法人菜の木 幼保連携型認定こども園森のくまさん

□ 3 運営方針等

施設の目的	児童福祉法に基づく、小規模保育事業所として乳幼児の保育を行う。
運営の方針	基本方針・理念 ・地域との連携を図りながら、子育て家庭における保護者及び乳幼児に対する支援を行い、園に関わる全ての人が笑顔になれる施設を目指します。 ・発育段階に応じた環境を整え、興味や関心を広げ心情的、意欲的な身心を養える保育を心がけます。 運営目標 ・元気で明るく優しい子 ・笑顔あふれる子と保護者

□ 4 開所日・保育時間・休所日・慣らし保育等

開所日	月曜日から 土曜日まで
保育標準時間認定の場合の利用時間帯	午前7時30分から 午後6時30分まで
保育短時間認定の場合の利用時間帯	午前8時30分から 午後4時30分まで

延長保育対応時間	なし
休所日	・日曜日 ・祝祭日 ・年末年始12/29～1/3 ・事情による休園 ※感染症や災害などにより臨時休園することもあります。
その他	行事によっては、行事後の保育を行わない日もあります。

☆新入所児の慣らし保育

※慣らし保育は、1週間(5日間)を予定しておりますが、児童の状況によっては延長することもありますのでご了承ください。

※慣らし保育終了後は、居住市町村からの内定通知書または承諾通知書に記載されている保育必要量(標準・短時間)の時間内で通常保育になります。

《慣らし保育の目安》

	1日目～3日目	4日目	5日目
0歳児 ひよこ組	9時30分登所⇒ 11時お迎え	9時30分登所⇒15時お迎え	
1.2歳児 うさぎ組 ぞう組	9時30分登所⇒ 11時お迎え	9時30分登所⇒給食 12時30分お迎え	9時30分登所⇒給食⇒ 午睡⇒16時お迎え

☆送迎について

- ・お子さんの送迎は保護者が責任を持って行ってください。ご家族であっても、未成年者の送迎はお断りします。(ヤングケアラー防止のため)
- ・常時送迎される方以外が送迎に来る場合は、必ず事前に当所へ連絡をお願いいたします。
- ・出欠確認のために、玄関にある端末機器にて登降園時に必ず打刻をお願いいたします。

□ 5 施設の概要

	幼児棟(2・3歳児)	乳幼児棟(0・1歳児)
敷地	180㎡	330㎡
建物	木造 73.4㎡	木造 72.87㎡
施設の内容	保育室 2 (9.36㎡・11.88㎡)	保育室1 16.22㎡ 乳児・ほふく室1 21.37㎡
	事務室・給湯室 10.76㎡	調理室 10.53㎡
	トイレ 1	幼児トイレ 1 ・ 職員トイレ 1
設備の内容	冷・暖房・防犯カメラ・小型発電機 ポータブル電源・ネットランチャー ・非常通報装置(セコム)	冷・暖房・防犯カメラ さすまた・ネットランチャー ・AED・非常通報装置(セコム)
屋外遊技場	33㎡	111㎡

□ 6 職員体制 令和8年4月1日時点

職種	員数	うち常勤	うち非常勤	うち有資格者数
施設長	1(事務兼)	1		
主任保育士	1	1		保育士 1
副主任保育士	1	1		保育士 1
保育士	4	1	3	保育士 4
保育補助	1		1	子育て支援員 1
栄養士	1(嘱託)		1	管理栄養士 1
調理員	1		1	
計	10	4	6	

□ 7 保護者の負担

保育料(月額)	保育料(利用者負担額)は登米市が決定します。 ※登米市外の場合は、居住地の行政の決定額となります。 ※毎月末日までに、現金により当施設へ納入していただきます。
給食費(月額) ※3歳児以上	3歳児 5,000円(内訳 副食費4,500円 主食費500円) 4・5歳児 6,000円(内訳 副食費5,000円 主食費1,000円) 但し、副食費免除の通知があった世帯は、主食費のみ ※毎月末日までに、現金により当施設へ納入していただきます。
実費徴収負担額	・教材費(入園用品代など) 入所初月のみ1回 1,500円 ※10月以降の入所の場合は 1,000円 ・保険料(スポーツ振興センター)任意 年額210円
上乗せ徴収負担額	閉所時間18:30を過ぎた場合は遅延金として1日毎1,500円、 月5日以上の場合は7,500円を翌月に徴収いたします。

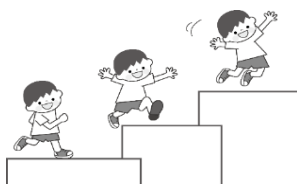
□ 8 給食の提供

給食の方針	給食は食育の一環と位置付け、乳幼児期から正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着及び食を通じた人間性の形成、家族関係づくりによる心身の健全育成を図るため、発育・発達過程に応じた取り組みを進めます。	
昼食・おやつ	1歳～3歳児(幼児食)	昼食(完全給食)、おやつ
	0歳児(離乳食)	昼食(完全給食)、おやつ・ミルク 離乳食は保護者と相談しながら進めます。
	0歳児(離乳食前)	ミルク ※施設が用意します。
	費用	昼食・おやつ代は保育料に含まれています。(0～2歳児) 献立表・食育だより 毎月、アプリ・掲示板で確認できます。
アレルギー等の対応	アレルギー食物の除去については、医師・主治医診断に基づき実施します。 「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表(様式1)」を医師に記入していただき提出してください。 但し、対応が著しく困難な場合は給食の提供ができないことがあります。その場合は、アレルギーに対応したお弁当を持参していただきます。	
衛生管理等	・調理および給食に携わる者は、月1回の腸内細菌検査を行っています。 ・水質検査(残留塩素)を実施しています。	

※通院や家庭の都合により11時まで登園できない場合は、給食の提供はできませんので、昼食を済ませてから登園させてください。

□ 9 保育計画

クラス	概要
0歳児(ひよこ)	一人一人の発育状態に応じた、健康的で安全な楽しい生活リズムを育む。
1歳児(うさぎ)	安全な環境の中で、保育者に見守られながら、発達に応じた活動を楽しむ。
2歳児(ぞう)	保護者の援助を受けながら、食事、トイレなどの生活習慣や、身の回りのことを自分で出来るように手助けをする。
3歳児(くま)	安全な環境を整え、その中で興味や関心が高まる活動の場を作る。



□ 10 年間行事予定

月	主な行事内容
4月	お花見
5月	定期健康診断(内科・歯科)
6月	
7月	七夕祭り
8月	
9月	いもっこ交流会運動会(未定)(他施設合同)
10月	りんご狩り
11月	定期健康診断(内科・歯科)
12月	クリスマス会
1月	お正月
2月	節分(豆まき)
3月	ひな祭り、つくしんぼ発表会(3/6予定)
毎月	・発育測定 ・避難訓練 ・誕生会 ・音楽教室 ・不定期でいもっこ遊ぼう会 ・お弁当の日

※事情により行わないこともあります。

※日程などは前月のおたよりなどで確認してください。



□ 11 健康診断等

健康診断	年2回(5月・11月)、内科健診(島医院)及び歯科検診(布施歯科医院)を行います。時間の都合上、内科・歯科を別日に実施いたします。結果については健康診断表へ記録し、保護者へお伝えします。
身体測定	毎月1回、身長・体重の測定を行います。結果については児童票(成長記録票)へ記録し、連絡帳へ記載します。

□ 12 毎日の保育の流れ

クラス	朝	～	昼	～	夕
	7:30 ~	10:00 ~	11:00 ~	12:00 ~	15:00 ~ 16:30 ~
0歳児	健康観察	朝の会	保育活動	授乳、離乳食	午睡 おやつ 自由遊び 降所
1～3歳児	健康観察	朝の会	保育活動	給食	午睡 おやつ 自由遊び 降所

□ 13 利用施設と保護者の連絡

☆ 児童の保育中や家庭での様子を施設及び保護者が共有するために、連絡帳並びにICTシステムを活用します。保育中の様子を職員が記入いたしますので、お手数をおかけしますが、家庭での様子を保護者に記入していただきます。


☆ 毎月1回、施設だより・クラスだよりを発行し、月の行事や連絡事項などをお知らせします。

☆ 保護者アプリ(コドモン)を使用して、欠席や遅刻などの連絡が可能です。また、施設からの平時・緊急時の連絡やおたより等の発行物もアプリを使用します。

□ 14 入所時に必要な書類・保護者が用意するもの

入所時に必要な書類	施設利用同意書・入所説明承諾書・引き渡しカード・生活調査票 ・その他状況に応じた申請書等(病歴・アレルギー、土曜保育等)
-----------	-----------------------------------------------------------------

入所初日に用意して頂く物

0歳児 ひよこ組	哺乳瓶・乳首・フェイスタオル(枕用)・バスタオル(掛け用) 着替え2組(洋服上下、下着、スタイ)・紙おむつ・ウエットティッシュ	
1歳児 うさぎ組 2歳児 ぞう組 3歳児 くま組	パジャマ・子ども用タオルケット(1歳児はバスタオル) ・フェイスタオル(枕用)・着替え2組(洋服上下、下着) ・紙おむつ(1歳児)(2、3歳児は必要に応じて) ・歯磨きセット(歯ブラシ、コップを巾着に入れて)・ウエットティッシュ	

※持ち物には必ず名前を記入してから用意してください。(靴やジャンパー等の上着も含む)

※その他、必要な物がある場合にはその都度お知らせします。

□ 15 利用の終了に関する事項

右記の場合は、 保育の提供を 終了します	<ul style="list-style-type: none"> ・児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める保育を必要とする事由に該当しなくなったとき ・その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき <ul style="list-style-type: none"> ◦同意書、申請書等の虚偽記載があった ◦児童のたび重なる傷害や損害等、危険な行為が認められる ◦児童が在籍中に病気などにより病児保育が必要となった ◦保護者による、職員や他保護者へのハラスメントが認められた …など
----------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

□ 16 利用に際し留意していただきたいこと

16-1. 毎朝の体調の確認

登所前に必ず体温や健康状態等の確認を行ってください。

※熱もなく元気であっても、嘔吐・下痢の症状がある場合は、症状が治まるまで登所を控えてください。感染症の疑いがある場合は、必ず受診し診断結果を連絡してください。

16-2. 発熱のある場合

熱が**37.5度以上**ある場合は、登所を控えてください。保育中に37.5度以上、または平熱より1度以上発熱した場合は、お迎えのご連絡をいたします。また、37.5度未満であっても、体調不良の訴えや具合が悪そうな場合はお迎えの連絡をすることもあります。

※平熱が高い、または低い場合は事前にお知らせください。

16-3. 感染症の対応と登所目安 感染症ガイドラインに基ずく対応

感染症の疑いがある場合は、**必ず医療機関を受診し、診断結果の報告**をお願いします。

(子育て支援課、保健所への随時報告を義務付けられているため)

感染症である、または恐れがあると診断された場合は、完治するまで、もしくは医師から感染の恐れがないと診断されるまで登所を控えて下さい。

☆インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症について(第二種の感染症)

インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症に罹患した場合は、【学校保健安全法】及び、【保育所における感染症ガイドライン】に基づき、定められた登園停止期間を厳守してください。

※解熱した日によって出席停止期間は延期することがあります。

※別紙資料の早見表をご参照ください。

インフルエンザ (別紙資料1-1参照)

「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで」

※発症日(0日目)は病院を受診した日ではなく、症状(38度程度の発熱等)が始まった日。

新型コロナウイルス感染症 (別紙資料1-2参照)

- ・症状がある場合「**発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで(最低6日間)**」
- ・無症状の場合「**検体採取日を0日目として、5日を経過するまで**」

☆ **第一種の感染症：治癒するまで**

感染症名	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱 など ※上記に加え、感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症、及び同条第9項に規定する新感染症は、第一種の感染症とみなされます。
------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------

☆ **第二種の感染症(結核及び髄ずい膜炎菌性髄ずい膜炎を除く)：次の期間**
(ただし、医師の診断において感染のおそれがないと認めたときは、この限りでない。)

感染症名	登所を控える期間の目安
インフルエンザ 新型コロナウイルス	前記及び別紙資料1-1・1-2を参照
百日咳	特有の咳せきが消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹	解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
風しん	発しんが消失するまで
水痘・水疱瘡 (みずぼうそう)	すべての発しんが痂皮(かさぶた)化するまで
咽頭結膜熱 (プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで

☆ **第三種の感染症及び結核、侵襲性髄ずい膜炎菌感染症(髄ずい膜炎菌性髄ずい膜炎)：病状により、かかりつけ医・嘱託医等の医師において感染のおそれがないと認めるまで**

感染症名	コレラ・細菌性赤痢・腸管出血性大腸菌感染症・流行性角結膜炎・急性出血性結膜炎 など
------	-------------------------------------------

※ **第三種その他の感染症**

感染症名	登所を控える期間の目安
溶連菌感染症	適正な抗菌剤治療開始後、24時間を経て全身状態が良くなるまで
手足口病	発熱や口腔内の水疱ほう・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれ、全身状態が良好になるまで
ヘルパンギーナ	熱や喉頭・口腔の水疱・潰瘍がおさまり、全身状態が改善するまで
感染性胃腸炎	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段通りの食事がとれるまで
伝染性膿痂疹(とびひ)	水ぶくれやただれの範囲が広くガーゼなどで覆いきれない場合、かゆみが強くかきむってしまう場合は症状がおさまるまで

感染症に罹患してしまったら



お仕事を休まなければならないなど、ご家族は大変だと思いますが、お子さんの容態回復を最優先にお考えください。
また、他のお子さんやご家族、職員への感染なども考慮していただき、ご理解とご協力をお願いいたします。
※感染症は市へ報告しなければならないため、**病名を問わず感染**

16-4. 与薬について

☆医療行為に当たるため、原則行えません。医師の指示の下、保護者からの依頼を受け園の担当者保護者に代わって与薬を行いますが、**一切の責任は保護者にあること**をご了承ください。

☆医師と相談していただき朝夕2回の処方にしてもらうなど、できる限り施設での与薬がないようにご協力をお願いいたします。

☆事故防止のためにも、下記の事項について趣旨をご理解の上ご協力をお願いいたします。

※注意事項

- ・薬の与薬については医師の指示に基づき、処方された薬・期間のみの対応とします。
 - ・薬を持参する際は誤薬防止やお薬の種類、使用方法の確認のため必ず「**薬品投与連絡票**」の提出とともに【**おくすり手帳**】もしくは【**保険調剤証明書**】の提出をお願い致します。手帳、明細書は一時お預かりし、降所の際お返しいたします。
 - ・薬は1回分ずつに分けて当日分のみ持参し、必ず職員に手渡して下さい。
 - ・誤薬防止のため容器や包装には必ず名前を記入し、複数のお薬がある場合はチャック袋などにまとめてお渡してください。
 - ・個人的な判断で持参した薬(市販薬や解熱剤、座薬など)に関しては対応いたしません。
 - ・熱性けいれん等の急を要する持病の対応は嘱託医と相談の上、個別に話し合いを持ちます。
- ◎上記要件に一つでも不備があった場合(書類などの未記入・お薬手帳等の不備等を含む)は、与薬を実施出来ません。事故防止・健康管理に関する重要事項ですので、予めご了承下さい。

16-5. 予防接種について

ワクチンを接種すると、熱が出たり、機嫌が悪くなったり、注射したところがはれたりするなどの症状が出る場合がありますので、早退し午後から受けるなど、接種後の登所は控えるようにして下さい。やむを得ず登所する場合は、受けた病院で30分は待機するなど、医師と即時に連絡が取れるようにし、その後に登所させて下さい。但し登所後、発熱などあった場合はお迎えの連絡をさせていただきます。

16-6. 小児喘息と診断されている児童について

喘息発作時に処方される、リンデロン、デカドロンなどの内服ステロイド薬の内服期間中は、呼吸困難を伴う程の喘息発作、至急症状を治めたい場合など看過できない容体とされますので、服用期間中の登所はご遠慮下さい。

16-7. 乳幼児の突然死について(SIDS・SUDI)

☆ **SUDI(予期せぬ乳幼児突然死)**とは

乳幼児における原因不明の突然死全体のことを指す概念のこと。

SUDIには明確な定義はありませんが、一般的には「それまでの健康状態や病歴からまったく予期できない突然の死亡」とされ、突然死全体をさします。SIDS(乳幼児突然死症候群)は、SUDIの一つと位置付けられています。

☆ **SIDS(乳幼児突然死症候群)の症状は?**

明確な症状というものはありません。その多くが原因不明の突然死となります。

厚生労働省が出している『SIDS診断ガイドライン』による定義は以下のとおりです。

それまでの健康状態および既往歴からその死亡が予測できず、死亡状況調査および解剖検査によってもその原因が同定されない、**原則として1歳未満の児に突然の死**をもた

☆ 予防・対策方法

当所では予防、対策として0歳児は伏せ寝にせず、仰向けで寝かせるようにし、一定時間おきに寝姿勢及び呼吸のチェックを行っております。

乳幼児突然死症候群は誤飲やうつぶせ寝、寝具による窒息などの事故死とは違い、病死であるということをご理解頂きますようお願いいたします。



16-8. 欠席する場合、登降所が遅れる場合

☆ 欠席・遅刻する場合は、登所予定時刻または午前9時までに、必ずご連絡ください。

☆ 降所予定時刻が遅れる場合は、早めに必ずご連絡ください。

※7時30分から9時までの時間帯は、受入れなどと重なり電話を受けることができない場合もありますので、できる限りコドモンアプリでのご連絡をお願いします。

16-9. 家庭・施設でのケガなどについて

☆ 施設以外(家庭など)でのケガは混乱を避けるため、必ず発生状況や状態を登所時にお知らせください。

☆ 集団生活の中で、友達との接触や園庭で転倒などにより負傷したすり傷など軽微なケガは予めご了承ください。状況などについては、降所時に職員がお伝えします。

16-10. 転居・家族構成の変化・就職、退職について

☆ 在籍中に転居、結婚、離婚、転職、就職、退職等の予定が発生した場合は、保育必要量や保育料が変更になる事もありますので、**速やかに市への申請及び、当所への報告**をお願いいたします。特に短時間認定だが、就職や転職、就労時間の変更などにより8:30~16:30を超えて利用が必要になった場合は、市に申請を行って標準認定を受けてからの利用となります。**申請を行わず、自己判断で認定以上の利用は出来ません**のでご注意ください。

☆ 市外へ転居し、継続して利用を希望する場合は、登米市子育て支援課へ退所申請と転居先の子育て支援課で広域利用(市外の施設利用)の手続きを行ってください。

※手続きが遅れると、一時登園出来なくなる場合もありますのでご注意ください。

16-11. 土曜保育の利用について

☆ 職員の配置調整のため、出欠確認表の記入をお願いいたします。

☆ 変更がある場合は、分かり次第職員へお伝え下さい。また、当日のお休み、遅刻等は9:00までに必ずご連絡ください。

16-12. その他

☆ 朝食は子どもの成長や活動に不可欠です。空腹だと不機嫌になったり、集中力が低下したりする原因となります。楽しく元気に一日を過ごすためにも、必ず朝食をとってから登所するようお願いいたします。

☆ 衣類・皮膚(顔の汚れなど)・頭髮・爪等は清潔にして登所させてください。

☆ 当所で導入している「コドモン(保育園システム)」は、災害等の緊急時に電話の使用が困難な場合などに保護者アプリへお知らせを一斉送信いたしますので、必ずアプリをダウンロードして使用できるようにしてください。※既読は職員側で確認できます。

☆ 子育てなどの悩みや疑問等があればご相談ください。事前に連絡をいただければ個別に対応いたします。知りえた情報を第三者への提供はいたしません。但し、行政(子育て支援課・児童相談所・生活支援センター等)へ報告が必要と判断した場合は、保護者同意の上、行政へ報告・相談させていただくこともありますので予めご了承ください。

□ 17 緊急時の対応 ※マニュアルあり(ケガ・誤嚥等の応急処置・心肺蘇生法・防犯)

17-1. ケガや病気による容体の悪化

- ☆ 保育中に、ケガや病気による容体の急変などがあった場合は、予め保護者が指定した緊急連絡先の優先順に連絡をし、主治医あるいは嘱託医へ連絡を取るなど必要な措置を講じます。
- ☆ 保護者や緊急連絡先との連絡が取れない場合は、児童の身体の安全を最優先させ、当施設が責任を持ってしかるべき対処を行いますので、予めご了承願います。

17-2. 防犯について

- ☆ 「防犯マニュアル」に沿った訓練を行っています。
- ☆ 不審者の侵入などにより、保育が困難な場合にはお迎えの連絡をいたします。

セキュリティ(セコム)	・火災監視・非常通報装置(持ち出し用)(ココセコム) ・AED(自動体外式除細動器)
その他の防犯設備	・防犯カメラ各棟4台・オートロック・ネットランチャー各棟1台 ・さすまた1台

※普通救命、防犯などの講習を定期的に受講しています。



嘱託医	島医院 所在地 登米市南方町西山成前133番地 電話 0220-29-6056
救急隊	管轄消防署名 登米市消防署 119番通報 所在地 登米市迫町森字平柳25番地 電話 0220-22-2119
警察署	管轄警察署名 佐沼警察署 110番通報 所在地 登米市迫町佐沼字中江5-11-5 電話 0220-22-2121

□ 18 非常災害時の対策 ※マニュアルあり(火災・地震・水害・その他の自然災害)

非常時の対応	別途定めている「緊急時対応マニュアル」により対応します。 自然災害時などの連絡が困難な場合は、保護者様が自主的にお迎えに来ていただき、その際は「引き渡しカード」で対応します。
避難訓練	火災及び地震、防犯等を想定した避難訓練を、毎月1回以上実施します。
避難場所	・第1避難場所 しょうあん ・水害時 佐沼小学校(仮)

※震度5弱以上の大規模地震が発生した場合

その後の余震などが想定されますので、被害状況に関わらずお迎えをお願いします。

～施設長からお願い～

保育中の緊急事態には、子どもの安全確保を最優先として、責任を持って行動するよう職員一同努めております。しかしながら、その職員にも家庭があり、皆様と同様に小さな子どもをもつ職員もいるため、施設としては、お預かりしている子ども達だけではなく職員の安全確保も同様に重要だと考えております。
「施設が何とかしてくれる」「施設にいれば安全」には限界があります。子ども達の安全を確保するには、職員だけではなく保護者皆様のご理解とご協力が必要となります。有事の際は前述をご考慮いただき、保護者の皆様にはご対応をお願いいたします。
また、お迎えの際、被害状況によっては移動に危険が伴うことも想定されますが、ご自身の安全を確保しながら慎重に対応していただきたいと思います。

□ 19 児童の環境を守るための対応 ※マニュアルあり(児童虐待防止)

☆ 家庭内において、DVや虐待、ネグレクトなどの恐れがあると感じられた際や子どもの身の危険を感じた際は、保護者の許可なく当所より関係機関または警察へ通報することがありますので予めご了承ください。

☆ 子どもの生活環境を守るため、利用にあたり子どもに会わせたくない人物がいたり、子育ての悩みなど子どもに危険を及ぼすような事案がある場合にはご相談ください。

※近年、市内でもヤングケアラーが確認され問題視されています。子どもの環境を守るためにも当所では、未成年者(18歳未満)による送迎はお断りします。事実が確認された場合などヤングケアラーの疑いがある場合は、関係機関へ報告・相談いたしますので予めご了承ください。

☆ 児童虐待防止・安全確保の観点から、**欠席理由を問わず、連続して7日以上欠席が続く場合は**、子育て支援課へ報告いたしますので予めご了承ください。場合によっては、子育て支援課より保護者へ確認の連絡があるかと思いますが、ご対応いただきますようお願いいたします。

□ 20 保育内容に関する相談・苦情

相談・苦情受付担当者	菅原 美和 (主任)	面談・電話・書面などで受け付けます。
相談・苦情解決責任者	佐藤 渉 (施設長)	

□ 21 賠償責任保険の加入

保険会社等	「ほいくのほけん・こどもえんのほけん」「スポーツ振興センター(任意)」	
保険の種類・金額	園賠償責任	1名、1事故 10億円(最大) 生産物 1名、1事故 10億円(最大)
	園児団体傷害	死亡、後遺障害 215万円 入院1日2250円 通院1日 1500円

□ 22 個人情報の取扱い ※マニュアルあり(個人情報保護規定)

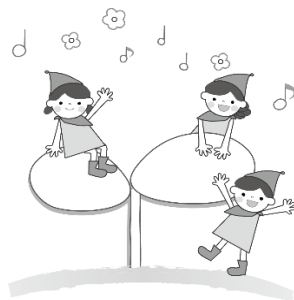
☆保育を提供する上で知り得た児童、保護者及び家族の情報を秘密として扱い、次の目的の場合を除き、同意なく第三者への提供はいたしません。

- ・児童の保育、健康・安全管理(行政・保健所・児童相談所等への相談)
- ・法令に基づく要請
- ・保育提供について他の機関との連携
- ・個人を特定しない統計データ活用
- ・保育料・給食費等の未納額の請求、徴収

☆提出していただいた書類は、第三者が容易に閲覧・持ち出しできないよう厳重に管理し保管いたします。処分については、退所時又は年度末日に返却いたしますので、お手数をおかけしますが、ご家庭での処分をお願いいたします。

□ 23 重要事項に対する同意

- ・本書の内容及び個別の施設利用内容に対して同意をいただくことで、当所を利用していただく事が出来ます。※同意書の記入必須



※ 内容に関する確認、質問などありましたら、施設長までお問い合わせください。

小規模保育事業所つくしんぼ
宮城県登米市迫町佐沼字大網261-10
TEL 0220-22-6423